

## 青木村結婚新生活支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、当村における婚姻数の増加と少子化対策を推進することを目的として、新規に婚姻した世帯を対象に住居費、住居リフォーム費用及び引越費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 申請する日の属する年度4月1日から3月31日までの間（以下「申請年度」という。）の前年度の3月1日から翌年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。

(2) 住居費 申請年度の間に結婚を機に新たに物件を購入又は賃借するために要した費用のうち、物件の購入費、賃料（夫婦が同居を始めた月及びその翌月分（勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては、当該住宅手当に相当する費用を除く。）に限る。）敷金、礼金（保証金その他これに類する費用を含む。）、共益費（夫婦が同居を始めた月及びその翌月分に限る。）及び仲介手数料の支払いをいう。

(3) 住居リフォーム費用 申請年度の間に結婚を機に住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築その他設備更新の工事費用の支払いをいう。ただし、倉庫又は車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽その他の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機その他の家電購入及び設置に係る費用を除く。

(4) 引越費用 申請年度の間に結婚を機に新たに購入又は賃借した物件に引越すために要した費用（運輸支局長に対し貨物軽自動車運送事業の届出をした者又は一般自動車貨物運送事業について運輸局長の許可を受けた者への支払いに限る。）をいう。

(5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。

### (補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次のいずれにも該当する新婚世帯とする。

(1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。

(2) 新婚世帯の所得額（所得証明書に記載された夫婦の所得を合算した金額をいう。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあつては、新婚世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。

(3) 対象となる住居が青木村内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住居の住所になっていること。

(4) 他の公的制度により住居費、住居リフォーム費用及び引越費用に対して補助金、交付金その他の金銭の交付を受けていないこと。

(5) 青木村又は前住所地の市町村税(特別区民税を含む。)・使用料に滞納がないこと。

(6) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(7) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)及び配偶者が青木村暴力団排除条例(平成24年条例第21号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係にある者でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、申請年度に支払った住居費と住居リフォーム費用、引越費用の合計額を対象とし、1世帯当たり30万円を限度とする。ただし、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合は60万円を限度額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、青木村結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書に次に掲げる書類を添えて村長に申請しなければならない。ただし、当村の公簿により確認できるときは、この当該書類の添付を省略することができる。

(1) 青木村結婚新生活支援事業補助金請求書

(2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(3) 夫婦の申請日時点における直近の所得証明書

(4) 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、返済した額が確認できる書類

(5) 完納証明書又は納税証明書

(6) 物件の売買契約書及び領収書の写し(物件を購入した場合に限る。)

(7) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(物件を賃借した場合に限る。)

(8) 住居リフォーム費用に係る契約書又は請書の写し(住居リフォーム費用を対象経費とする場合に限る。)

(9) 住宅手当支給証明書(物件を賃借した場合に限る。)

(10) 住居リフォーム費用に係る領収書の写し(住居リフォーム費用を対象経費とする場合に限る。)

(11) 引越しに係る領収書の写し(引越費用に係る補助金の交付を受ける場合に限る。)

(12) その他村長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類は、毎事業年度の3月31日までに提出しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。